

寒川町奨学金貸与条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第3号様式(第4条関係) (略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町教育委員会に対して<u>異議申立て</u>することができます。</p> <p>また、この処分のあったことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第3号様式(第4条関係) (略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町教育委員会に対して<u>審査請求</u>することができます。</p> <p>また、この処分のあったことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>教育委員会の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた教育委員会の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る教育委員会の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>